

## 講座受講規約

この講座受講規約(以下「本規約」といいます。)は、Kyoko Création (代表：杉浦今日子) (以下「当方」といいます。) が主催する講座『クロシェ・ド・リュネビル 基礎マスタークラス』(以下「本講座」といいます。) に関する権利義務を定めたものです。本講座の受講を希望される方は、本規約の内容をよく読んで、十分理解した上で、本規約に同意のうえお申し込みください。本規約に同意しない場合、本講座にお申し込みいただくことはできません。

### 第1条 (受講申込資格)

本講座はクロシェ・ド・リュネビル 基礎マスタークラスです。クロシェ・ド・リュネビルの技術を習得したい方(初心者、または体験などでやったことはあるが、習得しているとは言いがたいレベルの方)がお申し込みいただけます。すでにマスターされている方はお申し込みいただけません。

### 第2条 (本講座の申込)

本講座へのお申込は募集要項にある申込用紙をダウンロードした上で必要事項を記入していただき、PDF で [atelier@kyokocreation.com](mailto:atelier@kyokocreation.com) までメールにて送付していただく必要があります。メール以外のお申し込みは受け付けません。また募集が定員に達した時点で、募集は終了となります。書類に不備があった場合、お申し込みは受け付けられません。

### 第3条 (受講料および支払い方法)

講座受講料は募集要項に記載された金額となります。銀行振込で当方からのメールに記載された指定の口座に全額一括でお振り込みいただきます。その際、振込手数料は申込者のご負担とします。期日までにお振り込みの確認が当方でできなかった場合、受講資格はなくなります。

### 第4条 (講義開催初日前の解約)

受講料をお振り込みいただいた後は、講座開催前でも返金は一切いたしかねます。

### 第5条 (講義開催以降の途中退学)

受講者の事情で途中で受講を中止する場合、休会という制度はありません。また、返金も一切いたしません。ただし、当方の債務不履行による解除の場合は除きます。

### 第6条 (講座開催場所と日時)

対面講座は当方指定の場所、指定の日時で行います。

#### 第7条（講座開催期間中の連絡方法）

緊急の連絡は携帯電話のLINEまたはメールで行います。携帯電話でLINEまたはメールを使用していない受講者については、講師との話し合いで連絡手段を決めます。

#### 第8条（遅刻、早退）

受講者は講座を遅刻・早退する場合、LINE/メール（または講師と決めた連絡手段）で必ず連絡を行うこととします。天候や交通による遅刻の場合でも、受講時間の延長はできません。また、時間が短縮された分の返金もいたしません。

#### 第9条（欠席）

受講者が講座を欠席される場合、欠席が分かった時点で速やかに連絡を行う必要があります。その場合、振替・返金制度はありません。

#### 第10条（講座の言語）

日本語で行います。

#### 第11条（講座に必要な道具と材料）

道具、材料は受講者が自身の持ちものを準備・持参していただきます。なお、材料・道具に関して、当方で在庫があるものについては、希望者には販売もいたします。希望者は事前に当方に問合せをするものとします。

#### 第12条（講座内容）

本講座は「クロシェ・ド・リュネビル」の技法を基礎から習得するための集中クラスです。既存のモチーフを作るレッスンではなく、デザインや仕立ての指導はいたしません。講座の進行に関しては、受講者それぞれのレベルを見ながら、講師の裁量により教える技法を各回ごとに決めることとします。

#### 第13条（自宅制作）

対面講義時間内のみの実践では技法の習得は難しいため、自宅での練習が必須となります。

#### 第14条（受講に際しての自己責任）

受講者は講座中に扱うクロシェ、針、はさみなどの道具で怪我をしない、または他の受講者に怪我をさせないように、これらのものの取り扱いには十分に注意を払う必要があります。また、講義室内での貴重品など私物は受講者自身で管理していただきます。当方は、講義室内での怪我、事故、その他のトラブル、また物品の紛失・盗難などについて一切責任を負いま

せん。

#### 第 15 条（講座の中断、停止、変更などへの対応）

(1) 講師の体調不良、弔事などにより本講座を中止または遅延せざるを得ない場合、当方は日程を延期して当該本講座を開催することができます。かかる延期により受講者に何らかの損害が発生した場合であっても、当方は一切の金銭的な責任を負わないものとし、講義の遅れに関しては尽力し、受講者に受講内容で不利にならないよう対応します。

(2) 天変地異・自然災害・悪天候・パンデミック・その他の不可抗力により本講座を中止または遅延せざるを得ない場合、当方はかかる不可抗力の影響が解消された後に日程を延期して当該本講座を開催することができます。かかる延期により受講者に何らかの損害（延期された日程に出席できない、開催時間の変更により遅刻または早退せざるを得ないというような場合を含みます）が発生した場合でも、当方は一切の責任を負わないものとし、

#### 第 16 条（受講者資格の中断・取消）

受講者が次に掲げるいずれかの事由に当たる場合、当方は事前に通知することなく、直ちに受講資格を停止できるものとし、該当受講者は将来的にいずれの講座も受講できないものとし、また、その際に受講料の返金は一切いたしません。

- (1) 受講申込において、虚偽の申告を行っていた場合。
- (2) 他の受講者・講師に対し営利を目的とした行為、及び営業活動や勧誘を行った場合。
- (3) 本規約または法令に違反した場合。
- (4) 公序良俗に違反、または犯罪に結びつく恐れのある行為を行った場合。
- (5) 当方または講師、他の受講者に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合。
- (6) 他の受講者に対し、宗教、ネットワークビジネス、その他勧誘の行為を行った場合。
- (7) 事業活動の妨害などにより、当方の事業活動に悪影響をおよぼした場合。
- (8) 反社会的勢力またはそれに準ずる団体に所属している、またはそのような団体と関係がある事が判明した場合。
- (9) その他、受講者として不適切と当方が判断した場合。

#### 第 17 条（個人情報等の取扱）

(1) 申込者および受講者の登録情報および受講者が本講座を受講する課程において当方が知り得た個人情報は、個人情報保護法に基づき適正に取り扱います。データは申込者および受講者への連絡、および当方からのサービス提供のお知らせのみに使用されます。

(2) 講座開催中に、当方は撮影を行う場合があります。当方のホームページや配信メールに販売促進のため使用される場合がありますが、使用前に当該写真に写っている受講者の許可をとり、許可が取れない場合は使用を取りやめます。

#### 第 18 条（権利帰属）

本講座に関するあらゆる資料・情報に関する著作権、その他一切の権利は当方に帰属します。受講者は当方の承諾無く、本講座を受講する目的以外の目的で当方が提示したコンテンツを使用してはならず、また当方のコンテンツを複製、改変、翻訳、譲渡、貸与、頒布、公衆送信等してはなりません。

#### 第 19 条（秘密保持）

(1) 受講者は、本講座のノウハウを含む機密情報を適切に管理し、当方の事前の承諾なしに第三者への開示、漏洩してはならず、また当方の許諾する目的以外に使用してはなりません。

(2) 受講者は、本講座の受講にともない、知り得た講師や他の受講者の個人情報を、自己責任で保持管理するとともに、本人の同意なく第三者へ開示、漏洩してはならないものとします。

#### 第 20 条（遵守事項）

受講者は、次に挙げる事項を遵守しなければなりません。

(1) 講座内において講師の許可無く写真撮影、録音、録画を行わないこと。

(2) 講師の指示に従うこと及び、他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと。

(3) 講師および他の受講者の著作権、商標権、プライバシー権などを侵害する行為はしないこと。

(4) 講師および他の受講者に対して誹謗中傷、名誉・信用を傷つける行為はしないこと。

(5) 法令に違反する行為はしないこと。

#### 第 21 条（譲渡禁止）

本講座の受講者の受講資格を第三者に譲渡することはいかなる場合にもできません。

#### 第 22 条（損害賠償）

(1) 受講者が当方に対して損害を与えた場合、受講者は一切の損害を補償するものとします。また、受講者と他の受講者、その他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の費用と責任において当該紛争を解決すると共に、当方に生じた一切の損害を補償するものとします。

(2) 当方に故意または重過失があり受講者に損害が生じた場合、当方は受講者に生じた損害を補償するものとします。ただし、当方が負う賠償は受講者からの受講料をその範囲とします。

#### 第 23 条（非保証・免責）

（1）講座内容の理解・実践、または技術の向上には個人差があります。本講座の受講は受講者の成果を保証するものではなく、受講者の行う活動・事業に関して一切の責任を負うものではありません。

（2）本講座中に生じた怪我、病気、物損、個人や個人間のトラブルは各自の責任とし、当方に故意または重過失がない限り、当方は一切の責任を負わないこととします。

#### 第 24 条（本規約の改定）

当方は、本規約の全部または一部を変更することができます。変更された規約は当方のウェブサイト上に掲載された時点で効力を生じ、以後、当該変更された本規約が受講者に適用されるものとします。

#### 第 25 条（管轄合意）

本講座または本規約に関する一切の紛争については、当方の主たる事務所もしくは営業所または住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 26 条（協議事項）

本規約の解釈についての相違が生じた場合、または本規約で定めのない事項について問題が発生した場合、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

以上

2026年6月3日 制定・施行